

富士市事前都市復興計画

—概要版—



平成28年3月 富士市

事前都市復興計画とは

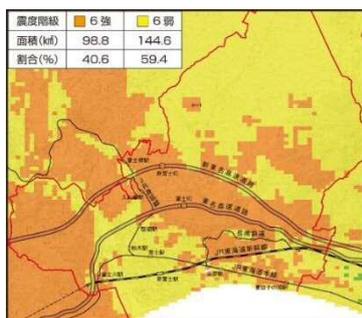
発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画で、「復興ビジョン編」と「復興プロセス編」で構成します。

復興ビジョン編：復興まちづくりの目標や基本方針等について示したもの

復興プロセス編：復興の取組の中で、市民、事業者及び行政の役割について示したもの

本市で想定される地震被害（静岡県第4次地震被害想定）

南海トラフを震源とする巨大地震（レベル2）において想定される本市の最大の被害は以下のとおりです。



図：想定震度分布

<被害想定概要（レベル2）>

最大震度：6強

人的被害：死者 約 140 人 重傷者 約 520 人

建物被害：全壊 約 6,180 棟 半壊 約 12,390 棟

<被害特性>

- ・田子の浦港周辺における津波浸水被害
- ・東部地域における液状化被害
- ・東部地域や吉原中央駅周辺における建物倒壊、狭あい道路の閉塞

復興ビジョン編

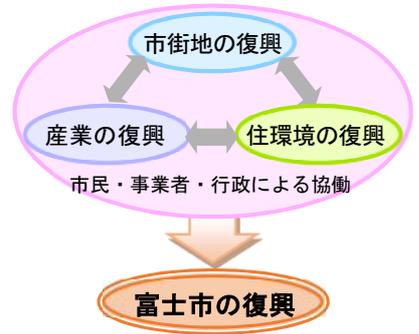
復興まちづくりの課題

市街地の復興の課題
被災状況等を踏まえた
持続可能な市街地の形成

住環境の復興の課題
安心して暮らせる
住環境整備

産業の復興の課題
産業活動の停滞からの
早期回復

復興の体制等の課題
市民・事業者・行政の
協働による復興



※連携して推進することが必要

復興まちづくりの基本理念

基本理念は、3つの視点に配慮しつつ、都市計画マスタープランの基本理念「富士山のふもと 誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」を尊重し、設定しました。

基本理念 災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり

- 視点1：持続可能なまちづくり
- 視点2：市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保
- 視点3：市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

(参考) 都市計画マスタープランにおける拠点等の位置付け



○拠点の考え方

● 都市生活・交流拠点	あらゆる人が集まり、本市の賑わいの中心地となる拠点
● 地域生活拠点	日常生活に必要な機能や公共交通の乗り換え機能を集約する拠点
● 産業拠点	本市の産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
● ふれあい・交流拠点	人と自然、人と人とのふれあいや交流を深める拠点

⇒軸の考え方

地域連携・交流基幹軸	まちなかと地域との連携・交流を促進する基幹的な道路・交通体系
「まちなか」にぎわい・交流軸	まちなかの連続性のある賑わいを創出し、支える道路・交通体系

復興まちづくりの目標及び基本方針

市街地の復興

目標 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

- 方針1：災害に強い市街地整備
方針2：段階的な市街地復興
方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備
方針4：復興地区区分に応じた市街地整備

住環境の復興

目標 地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成

- 方針1：地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
方針2：住宅再建支援の充実
方針3：ライフラインの早期確保
方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復
方針5：生活道路や公共交通の機能回復

産業の復興

目標 事業者の事業継続及び産業活動の早期再開

- 方針1：産業拠点機能の早期回復
方針2：工場等における事業継続の促進
方針3：商業活動の継続性の確保
方針4：農林漁業等の早期再建

復興の体制等

目標 市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築

- 方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信
方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
方針3：復興の進め方及び役割の明確化
方針4：行政内及び行政間の連携強化

復興地区区分について

被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能であるため、都市計画マスタープランにおける地域の位置付けや被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性に応じた整備を推進します。

復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で、主に大きな被害を受けた地区等

復興の進め方

弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する

復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等

復興の進め方

道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する

復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等

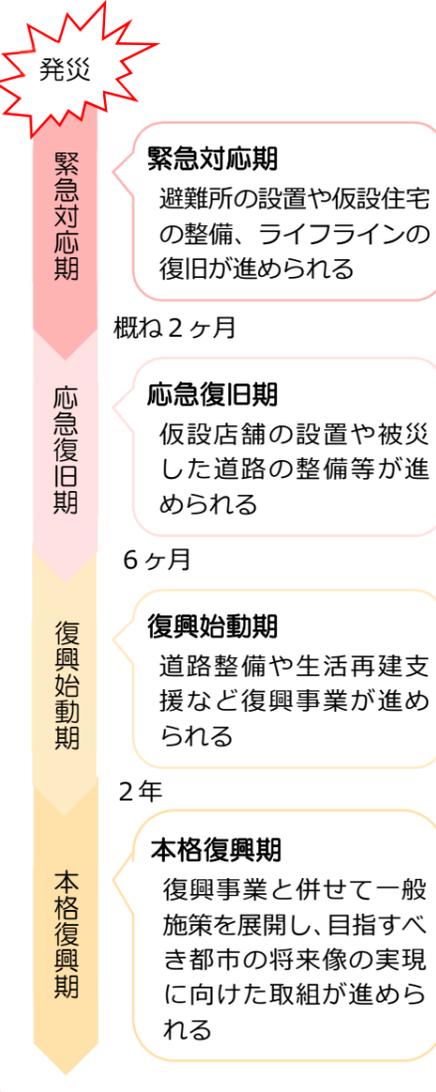
復興の進め方

まちづくりルール等により街並みや住環境等の改善を図る

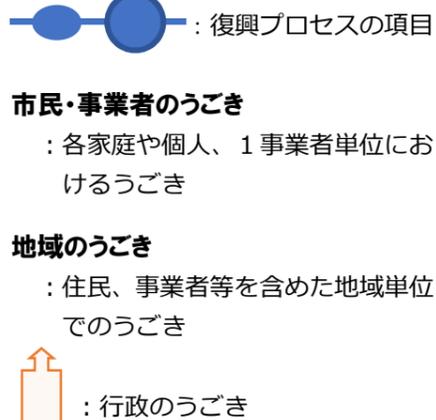
復興プロセス編

復興まちづくりのステップ

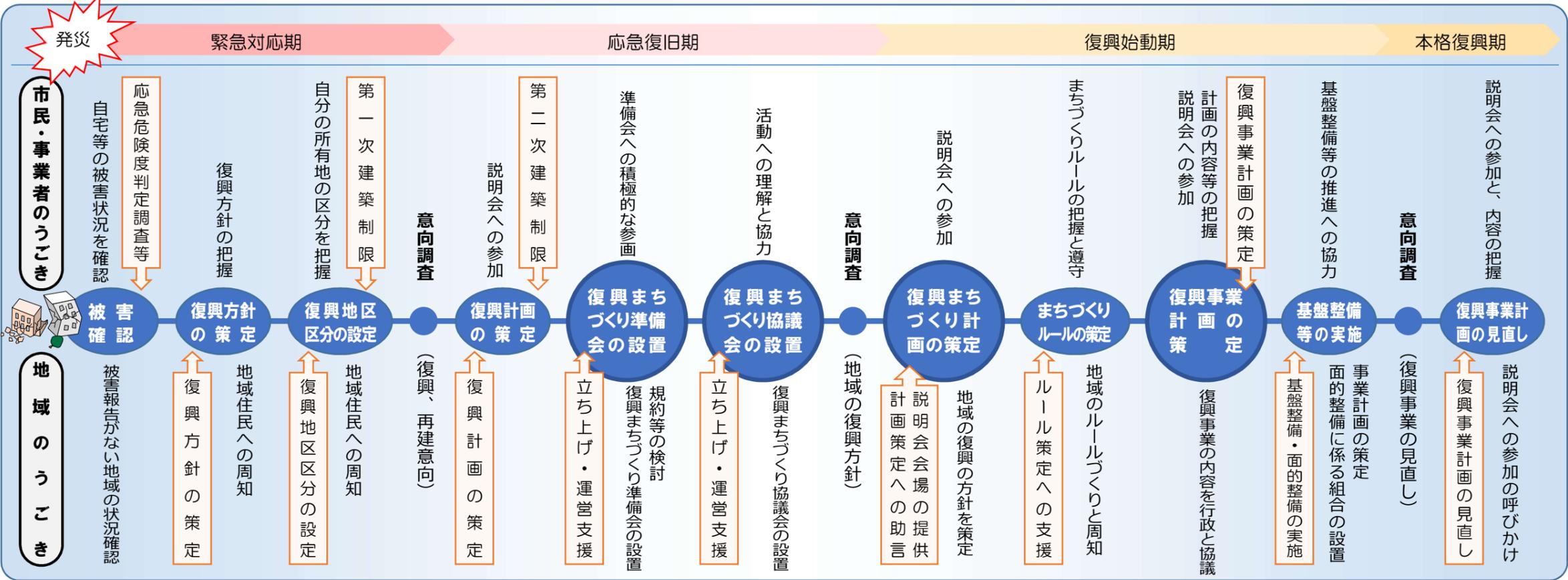
発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めます。



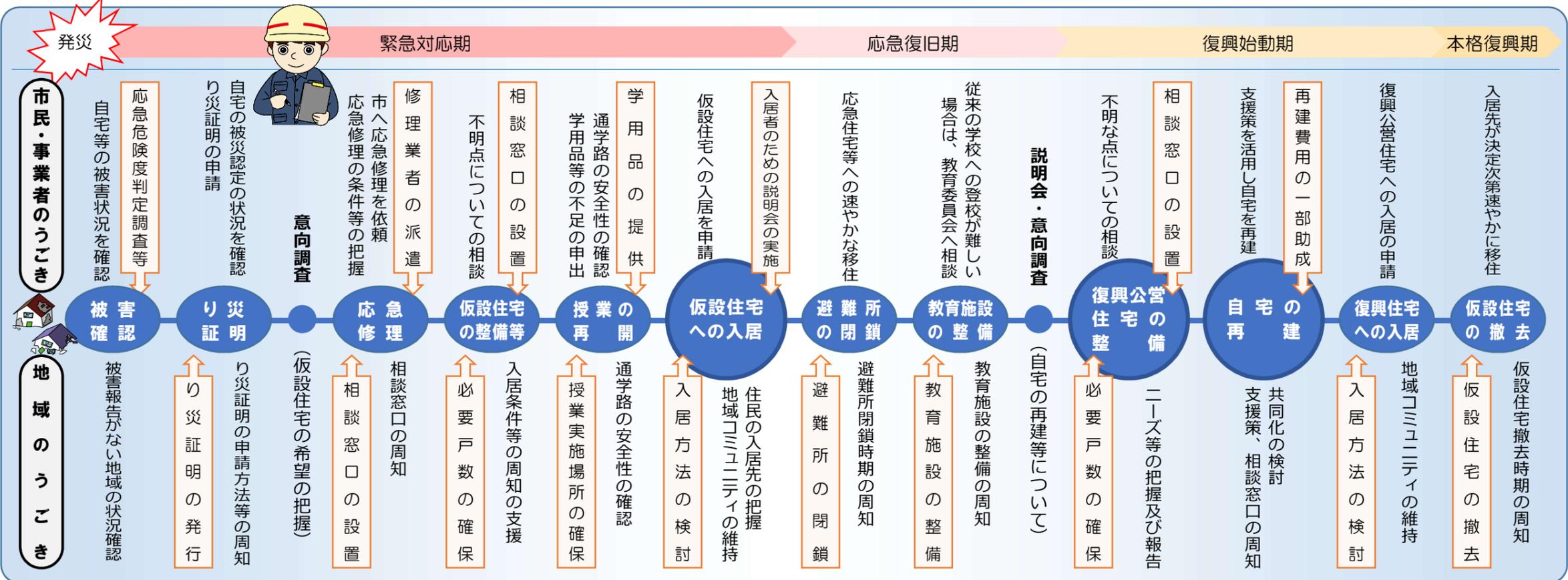
復興のプロセスの見方



市街地の復興



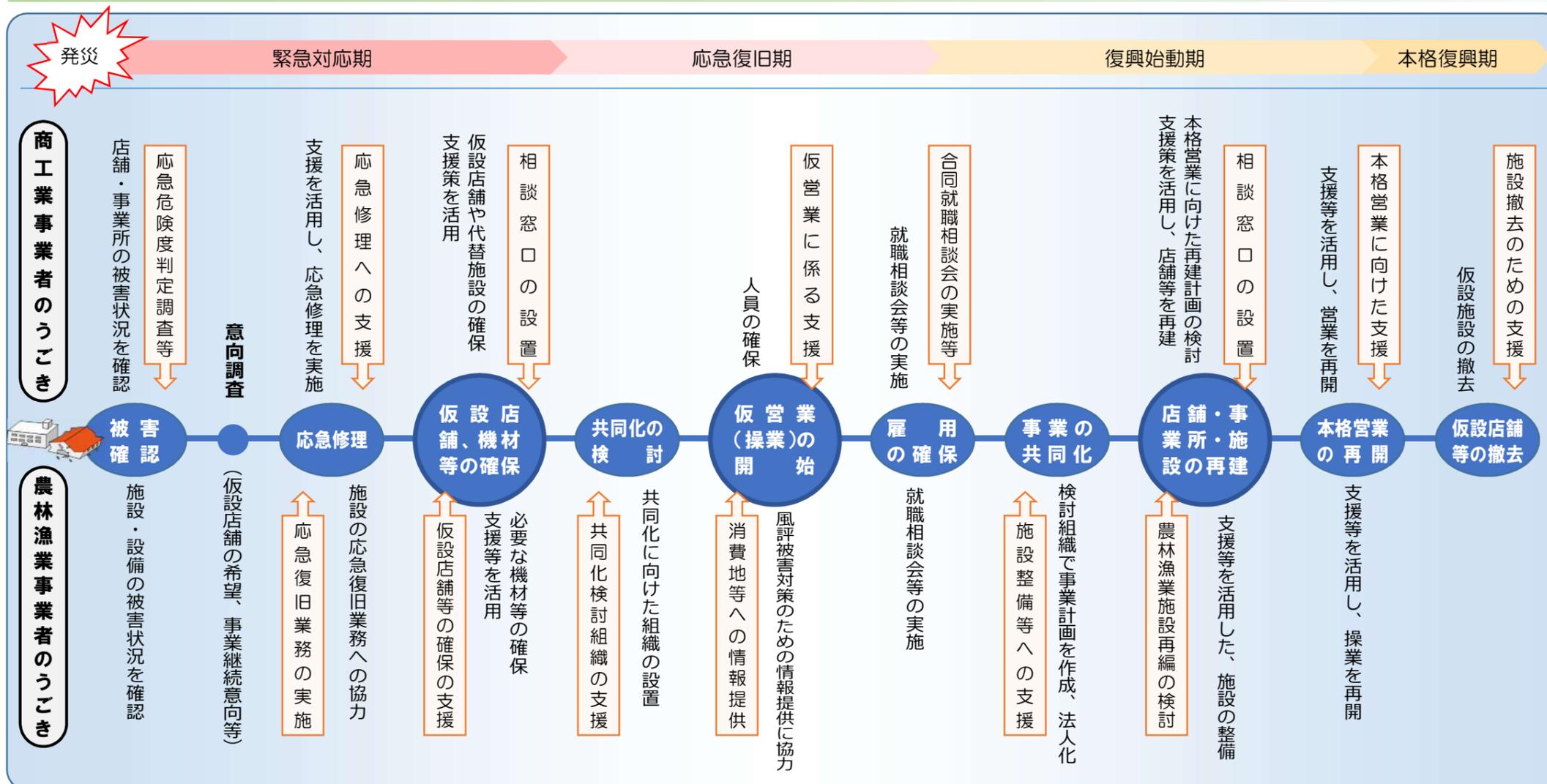
住宅の復興



医療・保健・福祉の復興



商業・工業・農林漁業の復興



協働による復興まちづくり体制

復興まちづくりには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であるため、地域が主体となったまちづくり組織が重要です。また、復興まちづくりの検討の際には、行政の支援や、コンサルタント、学識者等といった中間支援組織の参画が必要となります。



本市では、発災時に発足する地域住民主体の復興方針を検討する組織を「復興まちづくり協議会」とします。

復興まちづくり協議会の概要

設置時期	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー	復興まちづくり準備会委員 被災した地域住民や地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供、意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

復興まちづくり組織ができない場合

地域が主体となった復興まちづくり体制ができない場合は、行政主導や被災者個人による復興となります。住民の合意形成に非常に時間を要して復興が遅くなることが危惧されるほか、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となります。



復興まちづくりへの意識向上の取組

復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。



市民	<ul style="list-style-type: none">・防災訓練や自主防災会活動への参加・防災マップ等で自宅周辺の災害リスクや避難行動等を確認する・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る
事業者	<ul style="list-style-type: none">・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する・BCP計画を策定し、取引先や従業員に周知する
共助	<ul style="list-style-type: none">・自主防災活動、防災訓練、復興まちづくり訓練の積極的な実施・地区防災会議の実施
公助	<ul style="list-style-type: none">・復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座の実施・災害図上訓練（DIG）を実施・防災マップの作成・配布・更新・事前都市復興計画の作成・見直し・公表



復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。

訓練の実施に当たっては、地域が主体となり取り組みますが、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。



○訓練の一般的な流れ

第1回	ガイダンス	被災体験者の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

富士市事前都市復興計画 一概要版一

発行：富士市都市整備部都市計画課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL：(0545)55-2786

FAX：(0545)51-0475

メール：toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp